

令和6年7月 29 日

法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念

日本学術会議会長 光石 衛

日本学術会議幹事会は、6月7日に開催された第 11 回有識者懇談会に「より良い役割発揮のための制度的条件」と題する文書を提出し、法人化をめぐる論点について懸念する点を表明した。しかし、その後、第5、6、7回組織制度ワーキング・グループ、第4、5回会員選考等ワーキング・グループが開催されたものの、そこでの議論においては幹事会が指摘した懸念は、依然として払拭されていない。

とりわけ、次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること(独立行政法人のようなものは認めがたい)
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること(コ・オペレーションの考え方の逸脱になる)
5. 選考助言委員会の設置を法定すること(すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要)

「より良い役割発揮のための制度的条件」において指摘した懸念が払拭されるよう、以上の5項目を満たす案も俎上にのせたうえで、さらに議論を深めることを強く求める。

なお、第 12 回有識者懇談会において、もしも上記の点に関しての懸念が十分に払拭されない方向で取りまとめが行われる場合には、日本学術会議として重大な決意をせざるを得ない。

以上